

## 平成 29 年度第 2 回富山県環境審議会 大気騒音振動専門部会議事要旨

1. 日 時 平成 30 年 1 月 16 日（火）午後 2 時～3 時
2. 場 所 富山県民会館 702 号室
3. 出席者 委 員：西川部会長、飯田特別委員、青木専門員、成瀬専門員、平原専門員、  
本江専門員、渡辺専門員  
事務局：長坂理事・生活環境文化部次長、中島環境保全課長ほか
4. 議 事
  - (1) 富山県大気環境計画（改定案）に対する意見募集結果について  
事務局が資料 1 及び参考資料 1 について説明した後、質疑が行われた。
  - (2) 富山県大気環境計画の改定について  
事務局が資料 2、資料 3 及び資料 4 について説明した後、質疑が行われた。  
報告書案については了承され、最終報告書のとりまとめと環境審議会への報告については部会長に一任することとなった。

### 【質疑応答】

#### ○ 富山県大気環境計画（改定案）に対する意見募集結果について

（委員）

参考資料 1 の大気汚染物質排出量の将来予測は、どのようにして算出しているのか。前回の予測と今回の予測で削減率が異なっているのはなぜか。いろいろな状況の変化によって予測と実際が異なることがあるが、例えば、震災の影響で発電所の稼働が増えていることなどが関係しているのではないか。

（事務局）

大気汚染物質排出量は、県内の主要な工場・事業場にアンケート調査を行い、施設ごとの稼働時間、排出ガスの量、排出ガス中の濃度をもとに算出しているが、将来の予測についても、今後の施設の稼働見込みを同様に記入してもらい算出している。

調査時期が、東日本大震災の前と後ということもあって、県内からの排出の多くを占める火力発電所の施設稼働率が変化していることや、他の業種でも一部の施設の稼働率が変化しており、これらが排出量に影響しているものと考えている。

（委員）

年々の実績を元に線形予測して推計しているのではないということに理解した。

（委員）

線形予測する場合、20 年と 27 年の傾きから出すしかないのも難しいと思う。

(委員)

工場・事業場からの的確な予測値を積算したものであり、あくまでも事業所主体の予測結果ということをご理解いただきたい。

(委員)

パブリックコメントの意見の提出は1名のみということだが、この人数は他のパブリックコメントと比較してどうか。いい意味で言うと県民は大気環境に満足していて意見がなかったということになるが。

(事務局)

県が行うパブリックコメントへの意見の提出数については、案件によって0件から10件以上まで様々だが、今回は少ない方だと思う。それだけ県民は大気環境について比較的良好だと思っているのかもしれない。

(委員)

今回のパブリックコメントは、県ホームページのほか様々な方法で募集し、その結果1名ということであった。非常に具体的な意見をいただき、よかったと思う。

(委員)

大気汚染物質排出量の推計値の単位  $\text{Nm}^3$  はどのような単位なのか。

(委員)

各工場・事業場からの回答について、単位は統一されているのか。

(事務局)

単位は、標準状態のガスの体積（立方メートル）で表している。工場・事業場からの回答にはいくつかのパターンがあるが、それらの数値をこの単位に変換して集計している。前回調査の推計においても、同様の方法で計算している。

(委員)

体積だけでなく濃度も考慮されているのか。

(事務局)

施設から排出される排出ガス量に窒素酸化物や硫黄酸化物の濃度を掛けて、窒素酸化物や硫黄酸化物の絶対量として算出している。

## ○ 富山県大気環境計画の改定について

(委員)

計画の中に不適切な野焼きと書かれているが、適切な野焼きはあるのか。

(事務局)

農業を営むための焼却や左義長などは、廃棄物処理法による規制の適用除外とされて

いる。野焼きは不適切なものである場合が多いが、一部の例外もあるということで、あえて不適切な野焼きと記載している。

(委員)

意見照会の結果で、市町村からの意見が提出されていないが、このような状況で県と市町村との連携が可能なのか。

(事務局)

意見照会の結果では、全ての市町村から意見なしという回答だったが、これは今回の改定案に対しての異論が特になかったものと考えている。

県では、市町村担当課長会議を毎年開催して意見交換を行うとともに、苦情や野焼きの対応においては、県と市町村が連携・協力して指導等を行っている。

(委員)

全般的に県と市町村の連携が不十分だと感じている。防災分野でも県と市町村との連携が課題となっているが、気象台など国の機関が間に加わり、時間をかけて講習会等を行いながら、三者で連携を深めていくかたちをとっている。異動で市町村の担当者が代わったとしても、連携関係が維持できるような仕組みを考えていく必要がある。

(事務局)

大気汚染防止法の事務は県と富山市のみで所管しているため、大気環境に関しては、その他の市町村は関わりにくいところがあるのだと思う。

市町村は現場をよく知っており、苦情等に迅速に対応できるのも市町村であることから、委員のご意見を踏まえ、市町村にも丁寧に説明しながら、連携を深めてまいりたい。

(委員)

他の分野の取組み事例を参考にしながら、今後の市町村との関係に生かしていただければと思う。